様式　Ｆ－７

科研費研究員雇用契約書

　学校法人 藤 田 学 園（以下、甲という）と　 　　　　　　　 　（以下、乙という）は、相互信頼の上に下記のとおり雇用契約を締結する。

記

　１．契約期間：平成　 　年　 　月　 　日～平成　 　年　 　月　 　日

　２．勤務場所：

　３．本契約において乙は、下記に関する研究遂行業務のみに従事する。

　　　　研究代表者：

研究課題：

分担業務内容：

　４．勤務日：原則として、１ヵ月（当月１日から当月末日まで）について、20日間勤務

とする。

※勤務した日は、所定の「科研費研究員出勤簿」に捺印し、当月の勤務終了後、研究代表者の確認を受けて、翌月３日までに学園指定の部署に提出のこと。

　５．賃　　金：イ　月　　額　　　　　　　　円

　　　　　　　　ロ　算定期間　毎月 1日から月末

　　　　　　　　ハ　支 給 日　毎月28日（支給日が休日〔金融機関の休日を含む〕に当たるときは、その前日を支給日とする。）

　　　　　　　　ニ　諸 手 当　無し

　　　　　　　　ホ　昇　　給　無し

　　　　　　　　ヘ　賞　　与　無し

　　　　　　　　ト　退職手当　無し

※在籍期間が１ヵ月に満たない月は、日割計算とする。

※休職、私事等により休務日がある月で勤務日数が20日未満の月は、日割計算とし、手当支給後に過払額が発生した場合は、原則として翌月の支給日に返納する。

　６．社会保険：　労災保険　・ 雇用保険　・ 共済(健保・年金)

　７．退　　　職：自己都合による退職は退職の30日前までに届け出ること

　８．契約の更新：契約の更新は当該科学研究費の研究期間、従事している業務の進捗状況、労働者の勤務成績、態度、能力等により総合的に判断する。

　９．終了事由：契約の中途で次のいずれかに該当する場合は、この契約は終了するものとする。また、次のいずれかに該当する場合は、この契約は更新しない。

　　　　　　　　　①当該研究が終了、廃止または中止したとき

　　　　　　　　　②研究代表者または研究分担者が本学園との雇用がなくなったとき

　　　　　　　　　③分担業務が終了したとき

１０．乙は甲の定める藤田保健衛生大学科研費研究員に関する規程（以下、規程という）に従い誠実に勤務する。

１１．乙が規程に違反したときは、甲はいつでもこの契約を解除できるものとする。

１２．甲又は乙がこの契約書記載事項に違反したときは、相手方はいつでもこの契約を解除

できるものとする。

　上記の契約を確認するため、ここに契約書２通を作成し、記名捺印の上各１通を保管する。

平成　 　年　 　月　 　日

（甲）　学校法人　藤　田　学　園

　理 事 長　小　野　雄一郎

（乙）住所：

　　　氏名：　　　　　　　　　　　　　　　印